

岩手県告示第478号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成23年8月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 基本測量を実施する地域 盛岡市、遠野市、二戸市、八幡平市、岩手郡雫石町、紫波郡矢巾町、胆沢郡金ヶ崎町及び二戸郡一戸町
- 2 基本測量を実施する期間 平成23年9月13日から平成24年3月31日まで
- 3 実施する基本測量の種類 基本測量（基盤地図情報整備）